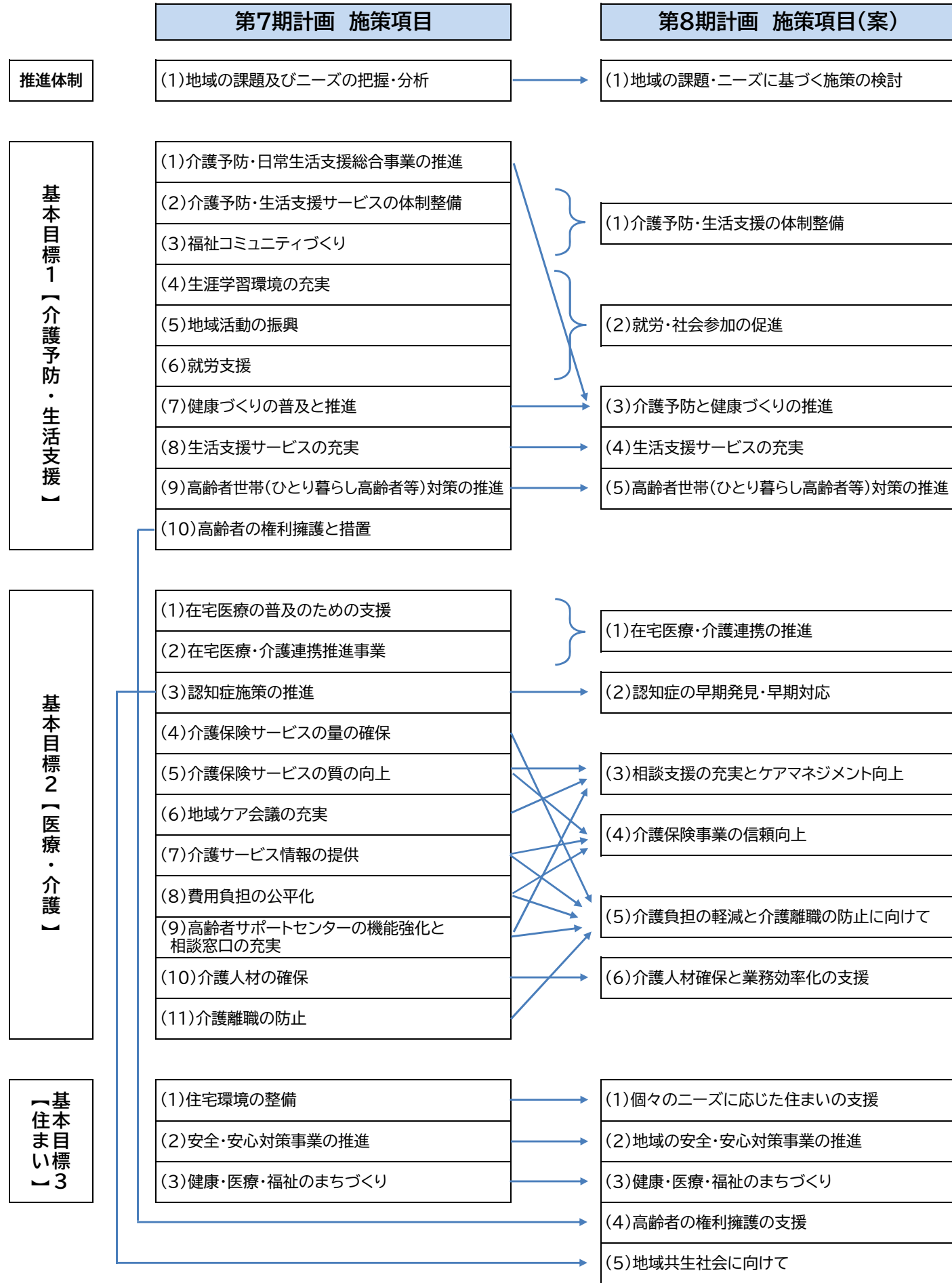


第8期計画策定にかかる施策体系の変更案



○ 主な変更の観点

本計画の目的が明確となるよう整理します。 第7期：25施策 → 第8期(案)：17施策

第7期 基本目標1-(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 は、目的に沿う施策に振り分けれます。

介護予防・生活支援サービス事業 → 各サービスの見込み量を管理
 一般介護予防事業 → 「介護予防と健康づくりの推進」に位置づけ

第7期計画の策定時は、大幅な再編成の対応のため施策の一つとして取組みましたが、総合事業の推進はそれ自体が「目的」ではなく、目的を達成するための「手段」であるため、第8期計画策定においては、事業の目的に沿う施策に振り分けて、引き続き推進に取り組みます。

第7期 基本目標1-(2)(3) は、関連が深く相互に協力しながら取り組まれているため、一本としています。

第7期 基本目標1-(4)(5)(6) は、強化のため再編します。

- 「生きがいづくりや社会参加を促がす」という目的を重視して整理しています。
- 特に「役割がある形での社会参加」は、介護予防・フレイル対策として有効である点に加え、地域を支える担い手として高齢者が期待されている点を意識して、普及・促進に取り組みます。

第7期 基本目標2-(1)(2) 在宅医療・介護連携の推進は、保健・医療部門等との協力関係を深め、一層の連携を進めていきます。

第7期 基本目標2-(3) 認知症対策の推進 は、3つの基本目標の全てにおいて取り組みます。

- 認知症施策については、令和元年度に策定された「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生と予防」の両輪を意識し、包括的に推進する必要があります。このため、3つの基本目標の全てにおいて取り組むべきと考えます。
- 認知症は、特別な予防方法はなく、誰もがなり得ます。介護予防や健康づくりを通じた予防活動を支援するとともに、医療と連携し早期発見・早期対応による重度化防止に取り組めます。また、認知症やその疑いのある方が地域で暮らし続けるためには、介護サービスの整備とともに、正しい理解や支援を広めることが欠かせません。地域共生社会に向けて、認知症者や家族の支援に取り組めます。

第7期 基本目標2-(4)～(9)・(11) は、目的を意識した取り組みとなるよう再編します。

- 事業の区分から離れ、介護保険の利用者や介護者を意識して、目指す状態から整理しました。

第7期 基本目標3 は、「地域共生社会」への取組みを意識して再編します。

- 「地域共生社会」に向けた取組み強化のため、介護を必要とする多様な方やその介護者が、安心して住み続けられることを「まち」全体の課題と捉え、「住まい」の延長上に位置付けました。
- 重度な介護状態にある方や認知症の方が、権利を守られ、尊厳を保ち、地域に受け入れられて暮らしていけるよう取り組みます。